風致地区内にお住いの皆さま

平成31年３月

横浜市建築局からのご案内

樹木の伐採について

～ 許可申請が必要となる場合があります ～

横浜市では、緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するために風致地区（※1）を定めています。風致地区内において、建築や樹木の伐採等、風致の維持に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、「横浜市風致地区条例（以下、「条例」という。）」に基づき、事前に許可申請が必要となります。樹木を伐採する場合の許可基準では、自然的景観への影響を軽減するため、替りの樹木を補植していただくことが定められています。

■　許可申請が必要となる伐採〔条例第２条〕

◇　建築物の存する敷地で行う、高さが５ｍを超える木竹の伐採

◇　建築物の存さない土地で行う、木竹の伐採

■　許可基準〔条例第５条、条例審査基準〕

　◇　高さが５ｍを超える木を伐採する場合、

➡　１本伐採する毎に高さ１ｍ以上の樹木を１本補植

　◇　高さが５ｍを超える竹を伐採する場合、

➡　20㎡伐採する毎に高さ１ｍ以上の樹木を１本補植

補植の位置は、原則として、道路沿いなど敷地の外周部にお願いしております。

間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる管理行為は、許可を要しません。

また、枯れた木竹や危険な木竹などの伐採については、安全性や居住性の確保のため、やむを得ず行う伐採として許可を要しない場合もございますので、具体的な資料など（※2）をお持ちいただき窓口にてご相談ください。

※1 i-マッピー（まちづくり地図情報:横浜市行政地図情報提供システム）で検索することができます。

※2 対象となる木竹の写真、樹木医や造園業者による診断結果など

【担当部署】

横浜市 建築局 建築企画課 建築環境担当　TEL:045-671-4526　FAX:045-550-3513

